

大阪市民病院機構随意契約情報の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第17条に規定する随意契約に係る公表について、必要な事項を定める。

(公表対象)

第2条 公表対象となる随意契約は、次の各号に掲げるものとする。なお、次の2号から5号に掲げる予定価格は、単価契約の場合にあっては、予定価格に予定数量を乗じた価格とする。

- (1) 予定価格が500万円を超える工事（修繕を含む。）
- (2) 予定価格が320万円を超える物品買入
- (3) 予定価格が160万円を超える物品借入
- (4) 予定価格が200万円を超える工事以外の請負契約
- (5) 予定価格が200万円を超える業務委託

(公表時期)

第3条 公表する時期は、半期ごとの翌々月末日までに行うものとする。

(公表期間)

第4条 公表する期間は、契約後1年を経過した日までとする。ただし、大阪市民病院機構電子調達システムを利用した案件の公表については、契約後4年を経過した日の属する年度末までとする。

(公表手段)

第5条 公表する手段は、契約締結した所属において、書面により公表するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。